

岩手県福祉サービス第三者評価事業委員会規約

(設置)

第1条 岩手県福祉サービス第三者評価推進事業実施要綱（平成17年5月11制定）第5条の規定に基づき、岩手県福祉サービス第三者評価機関認証委員会（以下「認証委員会」という。）及び岩手県福祉サービス第三者評価基準等委員会（以下「基準等委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 認証委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 第三者評価機関の認証・取消に関すること。
- (2) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- (3) その他、第三者評価事業の推進に関すること。

2 基準等委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。
- (2) 第三者評価結果の取扱いに関すること。
- (3) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。
- (4) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。

(組織)

第3条 認証委員会及び基準等委員会の委員は別表1のとおりとし、保健福祉部長が就任を依頼する。

2 各委員会には、それぞれ委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の議長となる。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から2年とする。

2 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第5条 各委員会は、保健福祉部長が招集する。

(事務局)

第6条 各委員会の事務局を保健福祉部地域福祉課に置く。

2 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が、委員会に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、平成 17 年 5 月 11 日から施行する。

附則

- 1 この規約は、平成 17 年 8 月 23 日から施行する。

附則

- 1 この規約は、令和 5 年 7 月 25 日から施行する。

附則

- 1 この規約は、令和 8 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 この規約の施行日に現に委員の職にある者の残任期間については、なお従前の例による。

別表 1（第 3 条関係）

認証委員会

学識経験者 2 名、行政 3 名

基準等委員会

学識経験者 2 名、行政 3 名、福祉関係 2 名、事業者代表 3 名